

入札参加者の皆様へ

令和7年4月14日
宇都宮市理財部契約課

建設工事の前金払に係る使途拡大措置の恒久化について

地方自治法施行規則の一部が改正され、建設工事の前金払の使用に関して、前金払を申請することができる範囲が拡大され、本市においても平成28年9月1日以降の契約工事から適用してきたところではありますが、今般、国土交通省が当該使途拡大の特例措置を恒久化したことを踏まえ、本市においても以下のとおり取扱うことといたしますので、お知らせいたします。

1 変更内容

建設工事請負契約約款第38条に定める前払金の使用に関して、前金払を申請することができる範囲を拡大（中間前払金を除く。）し、次のとおり適用します。

ア. 前払金の使途範囲

改 正	現 行
(前払金の使用等) 第38条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。 <u>ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に係る支払いに充当することができる。</u>	(前払金の使用等) 第38条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

2 契約の取扱いについて

- ア. 平成28年9月1日から令和7年3月31日までに、請負契約を締結している工事であって、令和7年4月1日以降に払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議のうえ当該請負契約を変更し、特例措置を適用する。
- イ. 令和7年4月1日以降に契約を締結する工事については、特例措置を適用した建設工事請負契約約款にて契約を締結する。